



JA常陸提携店登録申込書

令和 年 月 日

FAX
応募用紙

常陸農業協同組合 行

FAX
0294-72-9172

E-mail
ja-hitachi-daisuki@
ja-ibaraki.jp

名 称	
住 所	
電話番号	
業 種	

法 人 名		(印)
所 在 地	※上記住所と異なる場合は記入してください。	
法人設立日	年	月 日
代表者氏名		
代表者生年月日	年	月 日

下記の通り、JA常陸提携店登録を申し込みます。

特典内容	※具体的内容及び他の特典等との併用可否等について記入してください。
P R	※店舗・施設をPR(40文字以内)してください。JA広報誌へ原則そのまま掲載します。

〈JA常陸提携店募集要領〉

1.趣旨

JA常陸(以下「当JA」)組合員のサービス向上を図るため、また、地域に根ざすJAとして地域の店舗の当JA組合員利用を促進するため、JA提携店を募集します。

2.JA提携店の定義

当JA組合員向けに、割引・無料サービス等の特典をご提供いただける管内及び近隣地域の店舗とします。

3.募集するJA提携店の業種

- (1)事業者(個人・法人)が行うもの
 - ①JA事業と競合しない業種
 - ②風俗営業法の対象とならない業種
- (2)公共施設

4.JA提携店から提供いただく特典(例)

- (1)割引
料金・代金等の定額又は定率割引等
- (2)無料サービス
飲食物・品物等の無料サービス等
- (3)その他

5.JA提携店となるメリット

- (1)当JA広報誌や当JAホームページへの情報掲載
JA提携店が提供する特典等について、当JAが発行する広報誌や当JAホームページに無料で

掲載します。

(2)認知度アップ

JA提携店になることで、組合員等への認知度向上が期待できます。

6.JA提携店登録の流れ

(1)応募

JA提携店の趣旨をご理解のうえ、「提携店登録申込書」に必要事項を記入し応募してください。なお、JA提携店の登録は無料です。

(2)提携店証の交付

応募内容を審査のうえ、JA提携店証を交付させていただきます。JA提携店証は分かりやすいところに掲示してください。

(3)特典提供の開始

JA提携店証が交付された期日より特典提供を開始してください。特典内容は当JA広報誌や当JAホームページに随時掲載します。

(4)JA組合員証の確認

特典は当JA組合員証(地元だいきカード)やクーポンを確認して提供してください。

(5)特典の提供継続の確認

必要に応じ、当JAよりJA提携店に特典内容等

について確認させていただきます。特典提携期間は原則1年間とし、中(休)止の申し出がない場合は、自動継続とします。

(6)特典提供の中(休)止申し出

特典提供を中(休)止する場合には、JA提携店はすみやかに当JAに申し出ることとします。

(7)提携店登録の取消し

JA提携店に対する社会的信用が著しく低下した場合、または特典内容に虚偽があった場合等、JA提携店としてふさわしくないと当JAが判断したときはJA提携店登録を取消すものとします。

(8)その他

- ①特典(割引等)に対する当JAからの補填は原則として行いません。
- ②提携店登録申込書記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに当JAに連絡することとします。
- ③JA提携店制度発展のため並びに当JAとの信頼関係構築のためアンケート等をお願いすることがあります。
- ④ご記入いただきました個人情報登録確認の目的のみ利用させていただきます。

以上

【お問い合わせ】JA提携店について、ご不明な点がある場合には下記までお問い合わせください。
常陸農業協同組合 本店 総務部 経営企画課【地元だいき提携店担当】まで
〒313-0013 茨城県常陸太田市山下町3889 TEL.0294-72-9117

FAX 0294-72-9172

E-mail ja-hitachi-daisuki@ja-ibaraki.jp